

春日井市地域生活支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 相談支援事業（第4条 - 第9条）
- 第3章 コミュニケーション支援事業（第10条・第11条）
- 第4章 地域生活支援サービス（第12条 - 第26条）
- 第5章 日常生活用具給付等事業（第27条 - 第34条）
- 第6章 更生訓練費給付事業等（第35条 - 第49条）
- 第7章 補則（第50条 - 第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、春日井市地域生活支援事業規則（平成18年春日井市規則第66号。以下「規則」という。）第41条の規定に基づき、地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「成年後見制度利用支援事業」とは、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、当該障害者の権利擁護を図る事業をいう。

2 この要綱において「手帳所持者」とは、市内に居住地を有する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所が行った判定

結果に基づき、知事から療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

- 3 この要綱において「特例指定居宅支援事業者」とは、この要綱の施行の際現に障害者自立支援法(平成17年度法律第123号。以下「法」という。)附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の4第1項に規定する居宅支援事業者(身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業を行う者に限る。)又は法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者(知的障害者デイサービス事業及び知的障害者短期入所事業を行う者に限る。)の指定を受けている事業者をいう。
- 4 この要綱において「更生訓練費給付事業」とは、自立訓練事業(法第5条第13項の自立訓練に係る事業をいう。以下同じ。)又は就労移行支援事業(同条第14項の就労移行支援に係る事業をいう。以下同じ。)を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く。以下次項、第34条及び第39条において「施設」という。)に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業をいう。
- 5 この要綱において「施設入所者就職支度金給付事業」とは、法附則第41条第1項に規定する施設に入所若しくは通所している者が訓練を終了し、又は自立訓練事業若しくは就労移行支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業をいう。
- 6 この要綱において「自動車運転免許取得・改造助成事業」とは、障害者等に対し、自動車運転免許(道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第1項の公安委員会の運転免許をいう。以下「免許」という。)の取得に要する費用(以下「自動車運転免許取得費」という。)の一部を助成することにより、又は障害者等が就労等に伴って自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用(以下「自動車改造費」という。)の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進する事業をいう。

(地域生活支援事業)

第3条 規則第3条第1項第3号のその他市長が定める事業は、次に掲げる事業とする。

成年後見制度利用支援事業

更生訓練費給付事業

施設入所者就職支度金給付事業

自動車運転免許取得・改造助成事業

第2章 相談支援事業

(障害者生活支援センターの職員)

第4条 規則第4条の障害者生活支援センターに専門的職員として次の各号のいずれかに該当する者を置く。

社会福祉士

保健師

精神保健福祉士

その他相談支援機能を強化するために必要と認められる者

(成年後見制度利用支援事業)

第5条 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用及び健康診断書料をいう。以下同じ。)及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(成年後見制度利用支援事業を利用できる者)

第6条 成年後見制度利用支援事業を利用できる者は、市内に居住地を有する障害者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者

市長が、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2

に基づき民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第15条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

後見人等の報酬等が必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

（申請）

第7条 第5条に規定する事業の申請をしようとする者は、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書（第2号様式）又は成年後見制度利用支援事業助成金支給却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申立てに要する経費の負担等）

第9条 市長は、第5条に規定する成年後見制度の申立てに要する経費について、予算の範囲内でその費用の全部を負担するものとする。

2 市長は、第5条に規定する成年後見人等の報酬について、当該成年後見人等からの請求に対し、月額28,000円を上限とし、当該報酬に要した費用を支払うものとする。ただし、次に掲げる施設等に入所等している者については、月額18,000円を上限とする。

法第19条第3項に規定する特定施設

老人福祉法第20条の4の規定に基づく養護老人ホーム及び同法第20条の5の規定に基づく特別養護老人ホーム

前2号に掲げる施設に準ずる施設として市長が認める施設

第3章 コミュニケーション支援事業

（登録の該当者）

第10条 市長は、規則第9条第2項の規定による審査に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者から申請があったときは、同条第2項に規定する登録の

決定をするものとする。

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(平成元年厚生省告示第108号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

愛知県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

市及び愛知県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者

その他市長が適当と認めた者

(派遣の範囲等)

第11条 手話通訳者等の派遣申請ができる場合は、市内に居住地を有する障害者が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

官公庁、学校その他の公的機関に出向いて手続き又は相談をする場合

医療機関の受診、相談又は健康診断を受ける場合

就職の面接、労働条件の協議等の就労に関する活動を行う場合

交通事故、消費生活、契約行為、隣人とのトラブル等に係る紛争処理または交渉を行う場合

その他、市長が必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は派遣しないものとする。

通勤、営業活動等の経済的活動に係る場合

通学等の通年かつ長期にわたる外出の場合

研修会、講演会、会議、交流事業等主催者が対応すべき事業に参加する場合

政治活動又は宗教活動に係る場合

社会通念上本制度を利用することが適当でない場合

3 手話通訳者等を派遣する地域は、春日井市内とする。ただし、市長が特に認

めた場合はこの限りではない。

第4章 地域生活支援サービス

(地域生活支援サービスの対象者等)

第12条 規則第13条第1項の市長が別に定める基準及び規則第22条第3項の市長が別に定める基準により算定した費用の額(以下別表第1において「費用の額」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、障害者等の障害程度認定区分及び心身の障害の状態、障害者等の介護を行う者の状況等を勘案して、特に必要があると認めるときは、当該障害者等に地域生活支援サービスを利用させることができる。

(規則第17条第2項の市長が別に定める期間)

第13条 規則第17条第2項の市長が別に定める期間は、1月とする。

(規則第18条の市長が別に定める期間)

第14条 規則第18条の市長が別に定める期間は、1年とする。

(規則第21条第3号のその他市長が別に定めるとき)

第15条 規則第21条第3号のその他市長が別に定めるときは、支給決定障害者等が規則第16条又は規則第19条第1項に規定する変更の申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(規則第22条第1項の市長が別に定める費用)

第16条 規則第22条第1項の市長が別に定める費用は、日中一時支援事業における食事の提供に要する費用とする。

(指定地域生活支援サービスに係る負担上限月額)

第17条 規則第22条第4項に規定する市長が別に定める額及び同項に規定する100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において市長が別に定める額その他地域生活支援サービス費に係る負担上限月額については、法第29条第4項及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条に規定する指定障害福祉サービス等に係る

負担上限月額の例による。

(地域生活支援サービス費の請求)

第18条 指定地域生活支援サービス事業者は、市長に対し地域生活支援サービス費を請求する場合には、地域生活支援サービス費請求書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

地域生活支援サービス費明細書(第5号様式)

移動支援事業提供実績記録票(第6号様式)

地域活動支援センター事業提供実績記録票(第7号様式)

日中一時支援事業提供実績記録票(第8号様式)

生活サポート事業提供実績記録票(第9号様式)

(地域生活支援サービス費の額の特例)

第19条 規則第23条第1項に規定する市長が別に定める特別の事情その他地域生活支援サービス費の額の特例については、法第31条及び春日井市障害者自立支援法施行細則(平成18年春日井市規則第43号)第8条に規定する介護給付費等の額の特例の例による。

(高額地域生活支援サービス費の支給)

第20条 規則第24条第1項に規定する市長が別に定めるもの、同条第2項に規定する高額地域生活支援サービス費の支給要件、支給額その他高額地域生活支援サービス費の支給については、法第33条、政令第4款及び障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第3款に規定する高額障害福祉サービス費の支給の例による。

(指定地域生活支援サービス事業者の指定の申請)

第21条 規則第25条第1項に規定する指定の申請をしようとする者は、指定地域生活支援サービス事業者指定申請書(第10号様式)及び次に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等

事業所の平面図

事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所を記載した書類

運営規程

利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類

当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類

その他指定に関し必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書（第11号様式）又は指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（規則第25条第5号のその他市長が別に定める事項）

第22条 規則第25条第5号のその他市長が別に定める事項に該当するときは、申請者が、指定の申請前5年以内に地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるときとする。

（指定の変更）

第23条 規則第26条第1項に規定する指定の変更をしようとする者は、指定地域生活支援サービス事業者変更申請書（第13号様式）及び第19条各号に掲げる添付書類のうち当該指定の変更に係るものを市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。

（指定の更新）

第24条 規則第27条第1項に規定する指定の更新をしようとする者は、指定地域生活支援サービス事業者更新申請書（第14号様式）及び第19条各号に掲げ

る添付書類を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。
(指定地域生活支援サービスの事業の基準)

第25条 規則第28条第1項の市長が別に定める基準及び規則第28条第2項の市長が別に定める指定地域生活支援サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基準の例によるものとする。

移動支援事業 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第58号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)のうち行動援護及び外出介護に係る部分

地域活動支援センター機能強化事業 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)

日中一時支援事業 指定障害福祉サービス基準のうち短期入所に係る部分

生活サポート事業 指定障害福祉サービス基準のうち居宅介護に係る部分

訪問入浴サービス事業 指定障害福祉サービス基準のうち居宅介護に係る

部分

(規則第29条のその他市長が定める事項)

第26条 規則第29条のその他市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

第19条第1号及び第4号から第7号までに規定する書類に記載された事項

その他必要な事項

- 2 同条に規定する指定地域生活支援サービス事業者に係る変更の届出は、指定地域生活支援サービス事業変更届(第15号様式)によらなければならない。
- 3 同条の規定による指定地域生活支援サービスの事業の廃止、休止又は再開の

届出は、指定地域生活支援サービス事業廃止・休止・再開届（第16号様式）によらなければならない。

第5章 日常生活用具給付等事業

（日常生活用具費の種類等）

第27条 規則第33条第1項の規定による給付等の対象者は、在宅の障害者等であつて、別表第2に掲げる程度の障害を有する者とする。ただし、介護保険法に規定する福祉用具貸与及び居宅介護福祉用具購入費の支給を受けることができる者を除く。

2 規則第33条第1項の規定による給付の対象となる日常生活用具の種目、性能、規則第33条第2項の市長が別に定める基準により算定した費用の額（以下この別表第2において「金額」という。）及び耐用年数については、別表第2のとおりとする。

（日常生活用具費の支給等）

第28条 規則第33条第1項の市長が別に定める者及び同項の別に定める基準は、政令第43条の2に規定する補装具費の支給の例による。

2 規則第33条第2項の市長が別に定める額その他日常生活用具費に係る負担上限月額については、政令第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額の例による。

（規則第34条の市長が別に定める添付書類）

第29条 規則第34条の市長が別に定める添付書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

医師の意見書又は診断書

当該申請に係る日常生活用具の給付等に要する費用の見積書

当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況に

関する書類

その他日常生活用具の給付等に関し必要な書類

(日常生活用具の給付等)

第30条 支給決定障害者等は、日常生活用具の給付等に当たっては、日常生活用具費支給券(規則第17号様式)を指定日常生活用具給付等事業者に提出するものとする。

2 規則第36条第2項の規定により、指定日常生活用具給付等事業者が、支給決定障害者等に代わって日常生活用具費の支払いを受けるときは、当該指定日常生活用具給付等事業者は、請求書に日常生活用具費支給券を添えて、市長に請求しなければならない。

(指定日常生活用具給付等事業者の指定の申請)

第31条 規則第37条において準用する規則第25条第1項に規定する指定の申請をしようとする者は、指定日常生活用具給付等事業者指定申請書(第17号様式)及び次に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書

事業所の平面図

事業経歴書

当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類

法人市民税納税証明書

当該申請に係る設備機材の概要を記載した書類

その他指定に関し必要と認める書類

2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書(第18号様式)又は指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書(第19号様式)により通知するものとする。

(指定の変更)

第32条 規則第37条において準用する規則第26条第1項に規定する指定の変更をしようとする者は、指定日常生活用具給付等事業者変更申請書(第20号様式)及び前条第1項各号に掲げる添付書類のうち当該指定の変更に係るものを市長

に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。
(指定の更新)

第33条 規則第37条において準用する規則第27条第1項に規定する指定の更新をしようとする者は、指定日常生活用具給付等事業者更新申請書(第21号様式)及び第30条第1項各号に掲げる添付書類を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書又は指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書により通知するものとする。
(変更の届出等)

第34条 規則第37条において準用する規則第29条のその他市長が定める事項は、第30条第1号、第4号及び第6号に規定する書類に記載された事項とする。

- 2 同条に規定する指定日常生活用具給付等事業者に係る変更の届出は、指定日常生活用具給付等事業者事業変更届(第22号様式)によらなければならない。
- 3 同条の規定による指定日常生活用具給付等事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定日常生活用具給付等事業廃止・休止・再開届(第23号様式)によらなければならない。

第6章 更生訓練費給付事業等

(更生訓練費給付事業を利用できる者)

第35条 更生訓練費の給付を受けることができる者は、市内に居住地を有する障害者であって、次に掲げる者とする。ただし、政令第17条第1項第4号又は身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第13条第2項の規定により定率負担に係る利用者負担の生じない者に限る。

法第19条第1項の規定による支給決定を受けている者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者

法附則第 21 条第 1 項に規定する指定旧法施設支援の支給決定を受けている身体障害者のうち更生訓練を受けている者

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ、更生訓練を受けている者

その他市長が必要と認める者

(更生訓練費の給付の申請)

第 36 条 前条の規定による更生訓練費の給付を申請しようとする障害者は、更生訓練費給付申請書(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

(更生訓練費の給付の決定等)

第 37 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、更生訓練費給付決定通知書(第 25 号様式)又は更生訓練費給付却下通知書(第 26 号様式)により通知するものとする。

2 更生訓練費の支給額その他更生訓練費について必要な事項は、市長が別に定める。

(更生訓練費の額)

第 38 条 更生訓練費の額は、別表第 3 に規定する額に当該施設に通所した日数に 280 円を乗じて得た額を加えた額とする。

(更生訓練費の請求等の委任)

第 39 条 更生訓練費の給付の決定等を受けた者は、当該給付に係る請求の手続き及びその受領について施設の長に委任することができる。

(施設入所者就職支度金給付事業を利用できる者)

第 40 条 施設入所者就職支度金給付事業を利用できる者は、市内に居住地を有する障害者であって、法附則第 21 条第 1 項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により施設に入所若しくは通所(以下この条において「入所等」という。)又は入所等の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

(施設入所者就職支度金の給付の申請)

第 41 条 前条の規定による施設入所者就職支度金の給付を申請しようとする障害者は、施設入所者就職支度金給付申請書(第 27 号様式)を市長に提出しなければならない。

(施設入所者就職支度金の給付の決定等)

第 42 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、施設入所者就職支度金給付決定通知書(第 28 号様式)又は施設入所者就職支度金給付却下通知書(第 29 号様式)により通知するものとする。

2 施設入所者就職支度金の支給額その他施設入所者就職支度金について必要な事項は、市長が別に定める。

(施設入所者就職支度金の額)

第 43 条 施設入所者就職支度金の額は、36,000 円とする。

(施設入所者就職支度金の請求等の委任)

第 44 条 施設入所者就職支度金の給付の決定等を受けた者は、当該給付に係る請求の手続き及びその受領について施設の長に委任することができる。

(自動車運転免許取得・改造事業の対象者)

第 45 条 自動車運転免許取得費の助成を受けることができる者は、市内に居住地を有する身体障害者(身体障害者福祉法第 4 条の身体障害者をいう。以下同じ。)であって、道路交通法第 96 条に規定する運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得した者とする。

2 自動車改造費の助成を受けることができる者は、市内に居住地を有する身体障害者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

上肢、下肢又は体幹機能障害の者

就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある者

改造助成を行う月の属する年度の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

道路交通法第 91 条の免許の条件を付された者

(申請)

第 46 条 前条の規定による自動車運転免許取得費の助成を申請しようとする者は免許の取得後 6 月以内に、自動車改造費の助成の申請をしようとする者は改造を行う前に、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成申請書(第 30 号様式)に次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

自動車運転免許取得費 運転免許証の写し、領収書(自動車教習所が発行したもの)及び請求書

自動車改造費 運転免許証の写し、見積書、及び前年の所得税課税所得金額を証する書類

2 市長は、前項各号に規定する書類によって証明すべき事項を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることがある。

(決定等)

第 47 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、自動車運転免許取得費・自動車改造費助成決定通知書(第 31 号様式)又は自動車運転免許取得費・自動車改造費助成却下通知書(第 32 号様式)により通知するものとする。

(助成金額)

第 48 条 自動車運転免許取得費に係る助成は、1 人一回とし、助成金の額は、当該免許の取得に要した費用の 3 分の 2 以内の額(千円未満切捨て)とする。ただし、その額が 10 万円を超えるときは、10 万円を限度とする。

2 自動車改造費に係る助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とする。ただし、その額が 10 万円を超えるときは、10 万円を限度とする。

(完了届等)

第 49 条 第 44 条の規定による自動車改造費に係る助成の決定を受けた者は、改造を完了したときは、完了届(第 33 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に

請求するものとする。

請求書

施工業者の請求書の写し

道路交通法第 58 条に規定する自動車検査証の写し

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成決定通知書の写し

2 市長は、前項に規定による請求があったときは、これを審査し、助成金を支払うものとする。

第 7 章 補則

(規則第 39 条の市長が別に定めるもの等)

第 50 条 規則第 39 条の市長が別に定めるものは、政令第 2 条の表の上欄に掲げるものとする。

2 規則第 39 条の市長が別に定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

(他の法令による給付との調整)

第 51 条 成年後見制度利用支援事業に係る助成金、更生訓練費及び施設入所者就職支度金の支給並びに自動車運転免許取得・改造事業に係る助成金(以下「地域生活支援事業に係る給付」という。)は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令第 2 条の表の上欄に掲げるもののうち地域生活支援事業に係る給付に相当するものを受けるときは、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ同表の下欄に掲げる限度において、行わない。

(不正利得の返還)

第 52 条 市長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援事業に係る給付を受けた者があるときは、その者から、その地域生活支援事業に係る給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第53条 この規則に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(春日井市手話通訳設置及び手話通訳者派遣事業実施要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

春日井市手話通訳設置及び手話通訳者派遣事業実施要綱(平成9年5月1日施行)

春日井市移動入浴事業実施要綱(平成2年4月1日施行)

春日井市身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成10年4月1日施行)

春日井市障害者生活支援事業実施要綱(平成16年4月1日施行)

(経過措置)

第3条 この要綱の施行前に前条第1号から第3号までに掲げる要綱に基づく申請等がなされた事業に係る費用の支払いについては、なお従前の例による。

別表第 1 (第11条関係)

移動支援事業

事業の種類	市長が別に定める基準		区分	単位の期間	費用の額
	対象者	対象となる事項			
個別支援型サービス (原則として、対象者一人に対して一人のヘルパーを派遣する事業をいう。)	対象者は、手帳所持者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、障害児については、障害児の保護者が付き添えないと認められる正当な理由がある場合に限る。 小学生以上の者 身体障害者については視覚障害者又は身体障害者1級であって全身性障害の者、知的障害者及び精神障害者については行動援護対象者でない者	対象となる移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出であって、自宅等(自宅並びに最寄りの駅及びバス停をいう。以下同じ。)から目的地、目的地から自宅等までの一連のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する外出を除く。 通勤、営業等の経済活動に係る外出 通学等通年でかつ長期にわたる外出 社会通念上適当でない外出 障害者団体等が特定の対象者に限って行う行事への参加 原則として1日の範囲内で用務を終えない外出 ホームヘルパー自身が運転する自動車、自転車での外出	食事、排泄又は移動の支援を必要とする者	30分未満	2,300円
				1時間	4,000円
				1.5時間	5,800円
				以後30分ごと	820円
			上記以外の者	30分未満	800円
				1時間	1,500円
				1.5時間	2,250円
				以後30分ごと	750円
通所支援型サービス (車両により自宅から施設までの移動を支援する事業をいう。)	対象者は、手帳所持者であって、特例指定居宅支援事業者が次の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス等を行う場合において、当該障害福祉サービス等を利用する者(以下「通所支援型サービス利用者」という。)とする。 生活介護 短期入所 地域活動支援センター事業	対象となる移動支援は、特例指定居宅支援事業者が通所支援型サービス利用者に送迎を行う場合とする。		片道	540円

地域活動支援センター事業

市長が別に定める基準	単位の期間	費用の額
<p>対象者は、障害程度区分が1以上の者とする。ただし、次に掲げる者は、その利用につき原則週1回を支給の限度とする。</p> <p>障害程度区分3以上の者 介護保険対象者</p>	1回あたり	
	6時間以上	5,020円
	4時間以上6時間未満	3,765円
	4時間未満	2,510円
	入浴加算	400円
	食事加算（生活保護、低所得1及び2の者に限る。）	420円

日中一時支援事業

市長が別に定める基準	障害程度区分	単位の期間	費用の額	支給限度	
対象者は、18歳以上については、障害程度区分が1以上の者とする。	1及び2	0.75日(8時間以上)	3,675円	介護給付費の短期入所と合算して、1月につき7日以内(身体、知的、精神のうち、2つ以上の障害を有する場合は10日以内)とする。ただし、利用する時間に応じて0.25日単位での利用ができるものとする。	
		0.5日(4時間以上8時間未満)	2,450円		
		0.25日(4時間未満)	1,225円		
	3	0.75日	4,215円		
		0.5日	2,810円		
		0.25日	1,405円		
	4	0.75日	4,680円		
		0.5日	3,120円		
		0.25日	1,560円		
	5	0.75日	5,677円		
		0.5日	3,785円		
		0.25日	1,892円		
	6	0.75日	6,675円		
		0.5日	4,450円		
		0.25日	2,225円		
	18歳未満については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の所持者とする。	1	0.75日		3,675円
			0.5日		2,450円
			0.25日		1,225円
2		0.75日	4,447円		
		0.5日	2,965円		
		0.25日	1,482円		
3		0.75日	5,677円		
		0.5日	3,785円		
		0.25日	1,892円		
重心	重心	0.75日	18,000円		
		0.5日	12,000円		
		0.25日	6,000円		
	その他(遷延性)	0.75日	10,500円		
		0.5日	7,000円		
		0.25日	3,500円		
	低所得者の食事提供体制加算			420円	

生活サポート事業

市長が別に定める基準	単位の期間	費用の額	支給限度
対象者は、法第 21 条第 1 項の障害程度区分が非該当の者とする。	1 時間	1,500円	1 月につき15時間以内とする。

訪問入浴サービス事業

市長が別に定める基準	単位の期間	費用の額	支給限度
対象者は、日常生活において全面介助を要する身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生労働省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表に掲げる肢体不自由 1 級又は 2 級の者であって、生活介護又は地域活動支援センター事業の障害福祉サービス等において、入浴介護を受けることが困難な者。ただし、介護保険対象者を除く。	1 回	10,000円	利用回数は、1 月につき 4 回を限度とする。

備考 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、上記の規定にかかわらず、訪問入浴サービス事業に係る費用の負担は、無料とする。ただし、利用回数は、1月につき3回を限度とする。

別表第 2 (第 26 条関係)

介護・訓練支援用具

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	18歳以上で下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	154,000 円	8 年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	18歳以上で下肢若しくは体幹機能障害 1 級、又は 18 歳未満で下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上、又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度のいずれかの者で、原則として 3 歳以上のもの (常時介護を要する者に限る。)	19,600 円	5 年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害 1 級で、原則として学齢児以上の者 (常時介護を要する者に限る。)	67,000 円	5 年
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として 3 歳以上の者 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	82,400 円	5 年
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)	15,000 円	5 年
移動用リフト	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの (ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として 3 歳以上の者	159,000 円	4 年

訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする	18歳未満で下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者	33,100円	5年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	18歳未満で下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	159,200円	8年

自立生活支援用具

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの	90,000 円	8 年
便器	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者	手すりなし 4,450 円 手すりあり 9,850 円	8 年
T 字状・棒状のつえ	1 本のみでの使用で歩行を安定させることができ、障害者が容易に使用できるもの	下肢・体幹・平衡・移動機能に障害を有し、歩行可能な者	木材製 2,200 円 軽金属製 3,000 円 夜光材付とした場合は 410 円(全面夜光材付とした場合は 1,200 円)増しとする。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は 260 円増しとする。	3 年

<p>移動・移乗 支援用具</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p>	<p>平行機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの</p>	<p>60,000 円</p>	<p>8 年</p>
<p>頭部保護帽</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>a 下肢、体幹、平衡機能、運動機能障害のため歩行が困難又は不安定な者で、必要と認められるもの</p> <p>b 療育手帳の判定が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者で、必要と認められるもの</p> <p>c 精神障害者保健福祉手帳の所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒し、必要と認められるもの</p> <p>d その他身体障害、知的障害、てんかん発作等のうちいずれかの重複障害を有する者で、頻繁に転倒し、必要と認められるもの</p>	<p>スポンジ、革が主材料のもの レディメイド 12,160 円 オーダーメイド 15,200 円</p> <p>スポンジ、革、プラスチックが主材料のもの レディメイド 29,400 円 オーダーメイド 36,750 円</p>	<p>3 年</p>

特殊便器	足踏みペダル等にて温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	上肢障害２級以上又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度で、原則として学齡児以上の者	151,200 円	8 年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障害等級２級以上、又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	15,500 円	8 年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	障害等級２級以上、又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	28,700 円	8 年
電磁調理器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18歳以上で視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	41,000 円	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上で、原則として学齡児以上の者	7,000 円	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	声、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上で聴覚障害２級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	87,400 円	10 年

(注) T字状・棒状のつえ、頭部保護帽については、入院中及び施設入所中の者にも給付できるものとする。

在宅療養等支援用具

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で、原則として3歳以上の者	51,500 円	5 年
ネブライザー	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	36,000 円	5 年
電気式たん吸引器	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	56,400 円	5 年
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	18歳以上で医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円	10 年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上で、盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	9,000 円	5 年
盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18歳以上で視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000 円	5 年

情報・意思疎通支援用具

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で、発声又は発語に著しい障害を有し、原則として学齢児以上のもの	98,800 円	5 年
情報・通信支援用具	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用する際に必要となる周辺機器、ソフト等で、障害があることにより必要となり、かつ社会参加の促進を図ることができるもの	視覚障害 2 級以上若しくは上肢障害 2 級以上、又はこれと同等の障害を有する者で、原則として学齢児以上のもの	100,000 円	6 年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	18 歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級の者）	383,500 円	6 年
点字器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害者で、日常生活に点字を必要とし、原則として学齢児以上の者	標準型（32 マス 18 行程度、両面書） 金属製 10,400 円 プラスチック製 6,600 円 携帯用（32 マス、金属製は 4 行程度、プラスチック製は 12 行程度、片面書） 金属製 7,200 円 プラスチック製 1,650 円	標準型 7 年 携帯用 5 年

点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。）	63,100 円	5 年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの 再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上で、原則として学齢児以上の者	録音再生機 89,800 円 再生専用機 36,750 円	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	115,000 円	6 年
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上におくことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	198,000 円	8 年
盲人用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18 歳以上で視覚障害 2 級以上の者（音声式時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なもの）	触読 10,300 円 音声 13,300 円	10 年

聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害者又は発音・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齡児以上のもの	71,000 円	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900 円	6 年
人工喉頭	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	喉頭摘出により音声機能を喪失した者	<p>笛式 5,000 円 (気管カニューレ付の場合は3,100 円増しとする)</p> <p>電動式 70,100 円 (電池又は充電器代を含む)</p>	<p>笛式 4 年</p> <p>電動式 5 年</p>
点字図書	月間や週間等で発行されている雑誌を除く点字図書	視覚障害者で、主に情報の入手を点字によっているもの	一般図書との差額分	

(注) 携帯用会話補助装置、点字器(携帯用のみ)、盲人用時計、人工喉頭については、入院中及び施設入所中の者にも給付できるものとする。

排泄管理支援用具

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
ストマ装具	<p>蓄便袋 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの</p> <p>蓄尿袋 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付のもので、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの</p>	<p>蓄便袋 直腸機能障害で、ストマを造設した者</p> <p>蓄尿袋 膀胱機能障害で、ストマを造設した者</p>	<p>蓄便袋 8,858 円(1 か月あたり)</p> <p>蓄尿袋 11,639 円(1 か月あたり)</p> <p>ストマを複数造設している場合は、基準額×ストマの数とする</p>	<p>蓄便袋</p> <p>蓄尿袋</p>

<p>紙おむつ等 (紙おむつ、脱脂綿等、洗腸用具のうちいずれか一つ)</p>	<p>紙おむつ 介助者が容易に使用できるもの</p> <p>脱脂綿等 脱脂綿、サラシ、ガーゼ等衛生用品で、介助者が容易に使用できるもの</p> <p>洗腸用具 介助者が容易に使用できるもの</p>	<p>3歳以上の者で次のいずれかを満たし、必要があると認められるもの</p> <p>ア ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装着できない者</p> <p>イ 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者</p> <p>ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害(*注1)が6歳未満に発生したことにより、排尿若しくは排便の意思表示が言語に限らずあらゆる方法によってもできないもの(*注2)</p>	<p>紙おむつ等 12,000円(1か月あたり)</p> <p>脱脂綿等 12,000円(1か月あたり)</p> <p>洗腸用具 12,000円</p>	<p>紙おむつ</p> <p>脱脂綿等</p> <p>洗腸用具 0.5年</p>
<p>収尿器</p>	<p>からだに固定して尿を溜めておくもので、障害者が容易に使用できるもの(収尿器を清潔に保たなければならぬときは、2個交付することができる)</p>	<p>下肢・体幹機能障害で、排尿障害(特に失禁)のある者</p>	<p>男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円</p> <p>女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円</p>	<p>1年</p>

(注) ストマ装具、紙おむつ等、収尿器については、入院中及び施設入所中の者にも給付できるものとする。

* 注1 具体的には、脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸をいう。

* 注2 具体的には、自分でトイレに行けない、かつ自力で便座に座ることができない、かつ介助による定期排便ができない者をいう。

住宅改修費

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする次の居宅生活動作補助用具と住宅改修 ア 手すりの取付け イ 段差の改修 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他アからオまでの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	視覚、下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの	200,000 円	

福祉電話等

種 目	性 能 等	対 象 者	金 額	耐用年数
福祉電話	障害者が容易に使用し得るもの	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックスの貸与を受けているもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	無料	
ファックス	障害者が容易に使用し得るもの	聴覚又は音声言語機能障害若しくは言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	無料	

別表第3（第37条関係）

対象者、対象施設等	訓練に従事した日数	
	15日以上	15日未満
1 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している視覚障害者で、あん摩、はり及びきゅうの訓練を実施する者	月額 円 14,800	月額 円 7,400
2 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（1を除く。）	3,150	1,600
3 法附則第41条の規定によりなお従前の例による運営をすることができることとされた次に掲げる施設		
指定視覚障害者更生施設 （あん摩、はり、きゅう科）	14,800	7,400
指定肢体不自由者更生施設 指定視覚障害者更生施設 （あん摩、はり、きゅう科を除く） 指定聴覚・言語障害者更生施設 指定内部障害者更生施設	6,300	3,150
指定特定身体障害者授産施設	3,150	1,600
上記に関わらず、平成15年3月末日において重度身体障害者更生援護施設であったもの	2,100	1,050

第1号様式（第7条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 住所

氏名 印

成年後見制度利用支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用を希望する事業の区分	1 成年後見制度の申立てに要する経費の助成金 2 成年後見人等の報酬の全部又は一部の助成金
--------------	--

2の成年後見人等の報酬の全部又は一部の助成を希望する場合は、次の欄にも記入してください。

成年被後見人	氏名		生年月日	
	住所		電話番号	
	施設等入所先			
成年後見人等	氏名		生年月日	
	住所		電話番号	
	後見等の内容 (で囲む。)	成年後見	保佐	補助
助成期間		年 月 日から 年 月 日まで		
成年後見人等報酬 申請額(月額)		円		
金融機関名				
預金科目	1 普通預金	口座番号		
	2 当座預金			
口座名義人	カナ			
	漢字			

口座振替のできる金融機関は、郵便局以外の金融機関とします。

【添付書類】

第2号様式（第8条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業に係る助成金については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

- 1 助成金の内容
- 2 助成期間
- 3 助成金額

第3号様式（第8条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金支給却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業に係る助成金については、次のとおり却下することに決定しましたので通知します。

1 助成金の内容

2 却下の理由

地域生活支援サービス費等 請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

春日井市長 伊 藤 太 様

下記のとおり請求します。

請求事業者	指定事業所番号	
	住 所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	印

平成		年		月分
----	--	---	--	----

請求金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

区 分	件数	請求額	備考
合 計			

春日井市使用欄

検収日
検収者
印

地域生活支援サービス費等 明細書

(移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、訪問入浴サービス事業)

平成 年 月分

受給者証番号	
支給決定障害者等氏名	
支給決定に係る障害児氏名	

請求事業者	指定事業所番号	
	事業者及びその事業所の名称	

利用者負担上限月額(a)	
--------------	--

利用者負担上限額 管理事業所	事業所番号		管理結果	管理結果額(b)	
	事業所名称				

費用の額計算欄	サービス内容	サービスコード	報酬単価	回数	報酬額	1割額	備考
合 計							:(c)

請求額	内訳	当月算定額	備考
	サービス総合計報酬額()		
	自己負担額()		(b)もしくは(a)か(c)の内少ない額
	過誤訂正()		

当月地域生活支援サービス費請求額(- -)

枚中 枚目

第7号様式(第18条関係)

平成 年 月分 地域活動支援センター事業提供実績記録票

受給者証 番号		支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)		事業所番号	
契約支給量		利用者負担額 上限月額		事業者及び その事業所	

日付	曜日	サービス提供実績					利用者 確認印	備考
		開始時間	終了時間	時間数	入浴加算	給食加算		
合計				回	回	回		

第8号様式(第18条関係)

平成 年 月分 日中一時支援事業提供実績記録票

受給者証 番号	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	事業所番号	
		事業者及び その事業所	
契約支給量	利用者負担額上 限月額	円	

日付	曜日	開始時間	終了時間	算定時間	食事 加算	利用者確認印	備考
合計					回		

第9号様式(第18条関係)

平成 年 月分

生活サポート事業提供実績記録票

受給者証 番号		支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)		事業所番号	
				事業者及び その事業所	
契約支給量					

日付	曜日	サービス提供計画			サービス提供実績			利用者 確認印	備考
		開始時間	終了時間	時間数	開始時間	終了時間	時間数		
合計									

指定地域生活支援サービス事業者指定申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 所在地
 名称
 代表者の氏名

印

次のとおり指定地域生活支援サービス事業者に係る指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 県 郡・市)				
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号	FAX番号				
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 県 郡・市)					
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ						
	名称						
	事業所(施設)の所在地		(郵便番号 県 郡・市)				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
事業所番号							

第 11 号様式（第 21 条関係）

指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました指定地域生活支援サービス事業者の指定（変更、更新）については、次のとおり指定（変更、更新）することに決定しましたので通知します。

	事業所番号	
指定（変更、更新） 事業所	名 称	
	所 在 地	
	サ ー ビ ス の 種 類	
指定（変更、更新） の内容		
指定（変更、更新） 年月日		
有効期間の満了日		

第 12 号様式（第 21 条関係）

指定地域生活支援サービス事業者指定・変更・更新却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました指定地域生活支援サービス事業者の指定（変更、更新）については、次のとおり却下することに決定しましたので通知します。

	事業所番号	
指定（変更、更新） を希望する事業所	名 称	
	所 在 地	
	サ ー ビ ス の 種 類	
希望する指定（変更、更新）の内容		
却 下 理 由		

第 13 号様式（第 23 条関係）

指定地域生活支援サービス事業者変更申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名 印

次のとおり指定地域生活支援サービス事業者に係る指定の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	事業所番号	
指定の変更を希望する事業所	名 称	
	所 在 地	
	サービ スの種 類	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

第 14 号様式（第 24 条関係）

指定地域生活支援サービス事業者更新申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名 印

次のとおり指定地域生活支援サービス事業者に係る指定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	事業所番号	
指定の変更を 希望する事業所	名 称	
	所 在 地	
	サービ スの種 類	
有 効 期 間 満 了 年 月 日		

指定地域生活支援サービス事業変更届

年 月 日

春日井市長 様

事業 者 住所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号									
指定内容を変更した事業所(施設)		名 称									
		所 在 地									
		サ ー ビ ス の 種 類									
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所(施設)の名称	(変更前)									
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)										
3	申請者(設置者)の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名及び住所										
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本 又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)										
7	運営規程	(変更後)									
8	苦情解決措置の概要										
9	従業員の勤務の体制及び勤務形態										
10	事業に係る資産の状況										
11	その他										
変更年月日		年 月 日									

- 備考1 該当項目番号に を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

指定地域生活支援サービス事業者廃止・休止・再開届

年 月 日

春日井市長 様

事業 者 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止(休止・再開)する事業所	名 称
	所 在 地
	所 在 地
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
廃止・休止した理由	
現に指定地域生活支援サービスを受けていた者 に対する措置(廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(注) 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

第 17 号様式 (第 31 条関係)

指定日常生活用具給付等事業者指定申請書

年 月 日

春日井市長 様

所在地
 事業者 名称
 代表者氏名 印

次のとおり指定日常生活用具給付等事業者に係る指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
事業所名称			
フリガナ			
代表者の氏名 (事業所)			
事業所の所在地	(〒 -)		
連絡先	電話番号		FAX 番号
取り扱う 日常生活用具 の種目			

第 18 号様式（第 31 条関係）

指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました指定日常生活用具給付等事業者の指定（変更、更新）については、次のとおり指定（変更、更新）することに決定しましたので通知します。

	事業所番号	
指定（変更、更新） 事業所	名 称	
	所 在 地	
指定をする日常生活用具の種目 （変更又は更新の内容）		
指定（変更、更新） 年月日		
有効期間の満了日		

第 19 号様式（第 31 条関係）

指定日常生活用具給付等事業者指定・変更・更新却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました指定日常生活用具給付等事業者の指定（変更、更新）については、次の理由により却下します。

	事業所番号	
指定（変更、更新）を希望する事業所	名 称	
	所 在 地	
指定を希望する日常生活用具の種目（変更又は更新の内容）		
却 下 理 由		

第 20 号様式 (第 32 条関係)

指定日常生活用具給付等事業者変更申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名 印

次のとおり指定日常生活用具給付等事業者に係る指定の変更を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

	事業所番号	
指定の変更を 希望する事業所	名 称	
	所 在 地	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

第 21 号様式（第 33 条関係）

指定日常生活用具給付等事業者更新申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名 印

次のとおり指定日常生活用具給付等事業者に係る指定の更新を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

	事業所番号	
指定の更新を 希望する事業所	名 称	
	所 在 地	
有 効 期 間 満 了 年 月 日		

指定日常生活用具給付等事業者事業変更届

年 月 日

春日井市長 様

住 所
 事 業 者(所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者氏名) 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号	
指定内容を変更した事業所(施設)	名 称 所 在 地 サ ー ビ ス の 種 類
変更があった事項	変更の内容
1 事業所(施設)の名称	(変更前)
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	
3 申請者(設置者)の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名及び住所	
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(変更後)
7 事業に係る資産の状況	
8 設備機材の概要	
9 その他	
変更年月日	年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第23号様式（第34条関係）

指定日常生活用具給付等事業廃止・休止・再開届

年 月 日

春日井市長 様

事業者(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名) 住所
印

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事業所	事業所番号									
	名称					所在地				
	所					在 地				
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日									
廃止・休止した理由										
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日									

- (注)
- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
 - 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

第24号様式（第36条関係）

更生訓練費給付申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり更生訓練費の給付を申請します。

施 設 名	
施 設、事 業 の 種 別	
更 生 訓 練 開 始 年 月 日	年 月 日

この申請に関する審査に必要な範囲で公簿の閲覧を承諾します。
また、更生訓練費の請求に関し、その受領の権限を上記施設に委任します。
承諾印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができます。

（氏名）

印

第25号様式（第37条関係）

更生訓練費給付決定通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました更生訓練費については、次のとおり
給付することに決定しましたので通知します。

1 給付の内容

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

第26号様式（第37条関係）

更生訓練費給付却下通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました更生訓練費については、次のとおり却下することに決定しましたので通知します。

1 申請の内容

2 却下の理由

第27号様式（第41条関係）

施設入所者就職支度金給付申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり施設入所者就職支度金の給付を申請します。

施設名	
当該施設（事業）利用期間	年 月 日開始 年 月 日終了（予定）
訓練状況	
就職先	
就職予定日	年 月 日

この申請に関する審査に必要な範囲で公簿の閲覧を承諾します。

また、施設入所者就職支度金の請求に関し、その受領の権限を上記施設に委任します。

承諾印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができます。

（氏名）

印

第28号様式（第42条関係）

施設入所者就職支度金給付決定通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました施設入所者就職支度金については、
次のとおり給付することに決定しましたので通知します。

金額

円

第29号様式（第42条関係）

施設入所者就職支度金給付却下通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました更生訓練費については、次のとおり却下することに決定しましたので通知します。

1 申請の内容

2 却下の理由

第30号様式（第46条関係）

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成申請書

年 月 日

春日井市長 様

申請者 住所

氏名

印

次のとおり自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を申請します。

氏名		生年月日 年齢	
住所			
身体障害者 手帳		障害名	
自動車 改造	車名	業者名	
	改造部	改造費	
	勤務先		
運転 免許	教習所名		
	免許証番号 交付年月日	取得費	

この申請に関する所得要件を確認するため、世帯員の市民税に関する公簿の閲覧を承諾します。

（氏名） _____ 印

第31号様式（第47条関係）

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成決定通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました自動車運転免許取得費・自動車改造費については、次のとおり助成することに決定しましたので通知します。

1 助成金額 円

2 助成の内容

第32号様式（第47条関係）

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成却下通知書

年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました自動車運転免許取得費・自動車改造費については、次の理由により却下します。

1 申請の内容

2 却下の理由